




住みやすく豊かな村づくり

みどり
水土里ネットひろしま



平成 30 年度 組織概要

広島県土地改良事業団体連合会



ごあいさつ

広島県土地改良事業団体連合会

会長 木山 耕三



会員並びに関係者の皆様には、日頃より農業農村整備事業の円滑な推進、並びに本会の運営につきまして、格別なご理解とご支援を、賜り心より厚くお礼申し上げます。

農業・農村は、安全で安心な食料を安定的に供給し、豊かな自然環境や美しい景観、伝統行事など重要な役割を有しており、農村に暮らす人々の永続的な活動により成り立っております。

先人達がたゆまぬ努力と創意工夫によって守り育んできた「**木**」・「**土**」・「**里**」を、より優れた形で次世代へ引き継いでいくために、本会は、農業・農村の有している資源や多面的機能が円滑に発揮されるよう、農業生産基盤の整備と併せ、農村の生活環境向上の一助となる農業農村整備事業を積極的に推進して参ります。

本会が果たすべき新たな使命・役割と責任を十分に認識し、役職員一丸となって農業の持続的発展と住みやすく豊かな村づくりに取り組む所存です。

今後とも、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

沿革

明治 32 年	耕地整理法が制定 県内各地に耕地整理組合が設立され、耕地整理事業が行われるようになる。
昭和 2 年	広島県耕地協会を設立 協会は、技術職員を確保して、会員の技術的援助、指導を行うようになる。
昭和 24 年	耕地整理法と水利組合法に代わり土地改良法が制定
昭和 26 年	土地改良法制定に伴い社団法人広島県耕地協会に改称
昭和 32 年	土地改良法が改正
昭和 33 年	広島県土地改良事業団体連合会を設立 設立認可 昭和 33 年 9 月 16 日 農林省指令 33 農地第 3343 号（土地改良法第 111 条の 13 第 2 項） 登記 昭和 33 年 10 月 13 日

目的

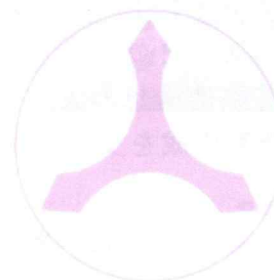
土地改良事業を行う者（市町・土地改良区など）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。

（土地改良法第 111 条の 2）（定款第 1 条）

性格

- ・土地改良事業団体連合会は、土地改良法 第 111 条の 3 に定められた法人です。
- ・会員となる市町村が発起人となって設立された会員組織です。
- ・法人税法第 2 条第 6 項、所得税法第 11 条第 1 項、印紙税法第 5 条第 2 号の適用による非課税団体です。

徽章



意匠

1. 団結と相互扶助（三矢訓）
2. 事業部門の躍進（設計・換地・測量）
3. 基礎の確立（三脚）

理念

広島県土地改良事業団体連合会の存在意義と果たすべき役割は、**「農業・農村の振興と発展を図るため、会員の協同組織として、その利益に寄与する」**ことにあります。

事業計画

1. 基本方針

農業と農村は、食料の生産だけでなく、国土の保全、水源のかん養、豊かで美しい景観形成など多面的機能を有し、人々に多様な恩恵をもたらしています。

しかしながら、県内の農業・農村を取り巻く状況は、農業就業者の高齢化や担い手不足、荒廃農地の増大、過疎化の進展等、極めて厳しい状況にあるとともに、ため池や水路等の農業用施設の老朽化が進行するなど、多種多様な課題を抱えています。

国においては、産業施策としての「豊かで競争力のある農業」、地域施策としての「美しく活力のある農村」、これらの土台としての「強くてしなやかな農業・農村」を掲げ、各種施策を計画的に推進することが示されています。

このような状況を踏まえ、「個性と活力のある豊かな農業・農村の実現」に向け、担い手の育成・確保、農地の集積に寄与する農業農村整備事業を積極的に推進することにより、地域課題が確実に改善されるよう、国・県・市町・関係団体と連携を密にし、組織の総力を挙げて次に掲げる事業に取り組みます。

2. 事業実施事項

会員等が行う農業農村整備事業に関する技術的な支援及び協力

●技術支援

会員等が行う事業の設計・換地・測量等を包括的に支援します。

●団体営調査設計事業

本会が事業主体となり、各種の土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るために、地域の課題改善に向けて検討・提案を行うとともに、必要な調査・設計を実施します。

●老朽ため池改修支援

安全で安心な生活環境の実現に向け、地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上に繋がる老朽ため池の調査や改修を支援します。

●多面的機能支払

地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動に対して、活動組織への事務・技術支援を行うとともに広島県農地・水・農村環境保全協議会の事務局として事業の推進を図ります。

●農業用施設並びに農業集落排水施設の保全（ストックマネジメント）

水路、頭首工、揚排水ポンプ、農道等の農業用施設の有効活用と効率的な機能保全対策を支援するとともに、農業集落排水施設の機能診断調査や最適整備構想の策定を通じて施設の更新や維持管理に要する費用の平準化等、既存施設の将来計画作成を支援します。

●小水力等再生可能エネルギーの導入支援

農村地域に賦存する未利用資源を最大限活用した、小水力等再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを支援します。

●土地改良区体制強化事業

土地改良施設の診断や財務の管理、受益農地の管理及び役職員研修をはじめとする事業実施体制の強化に取り組む土地改良区に対して集中的に支援します。

●土地改良施設維持管理適正化事業

農業用水利施設の診断結果に基づき、整備補修が必要と診断された施設に対し、整備・補修を支援します。

●農家負担金軽減支援対策事業

土地改良事業等の農家負担金の利子補給、利子助成、無利子貸付を行い、農家負担金の軽減に向けて支援します。

●農地中間管理機構と連携した基盤整備事業の推進支援

農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化や、きめ細やかな基盤整備事業の促進へ積極的に参画し、具体化に向けた取り組みを支援します。

農業農村整備事業の推進活動

●講習及び研修

会員等の支援に必要な農業農村整備事業に係る知識や技術の向上を図るため、講習会、研修会へ積極的に参加するとともに、会員等の役職員に対する講習会、研修会を開催します。

●災害復旧実務講習及び研修

災害復旧事業に携わる技術者を対象とし、過去の災害査定設計書作成に関する問題点や留意事項等について、実際に作成した災害査定設計書と比較・検討を行い、実務に関する知識の習得と技術の向上を図るための講習会、研修会を開催します。

●広報活動

広報誌の発行やホームページ等による情報提供、関係機関・団体等と連携したイベント等の開催・参画、土地改良関係資料や刊行物の配布等を通じて、会員に対する迅速な情報提供と県民に対する農業農村整備事業等の役割・重要性等のPR活動を効果的にを行います。

●要望・提案活動

農業の競争力・体質強化および食料供給力の強化など、各種施策の推進を図るため、その基盤となる農業農村整備事業の円滑な推進に必要な予算の確保や、会員のニーズを反映した事業制度の創設・改善等、実効性のある施策の実現を国等に要請します。

●表彰

長年にわたり土地改良事業に関する事項について顕著なる功績をおさめ、他の模範となる団体・個人を表彰します。

【整備前】



樹園地の再生に向けた
農業生産基盤の整備

【整備後】



農業生産基盤の整備により集積された農地で、
集落法人等による園芸作物の導入が進められています。



会員の資格及び状況

会員の資格

本会の会員たる資格を有するものは、広島県内において土地改良事業を行うものとされています。(定款第8条)

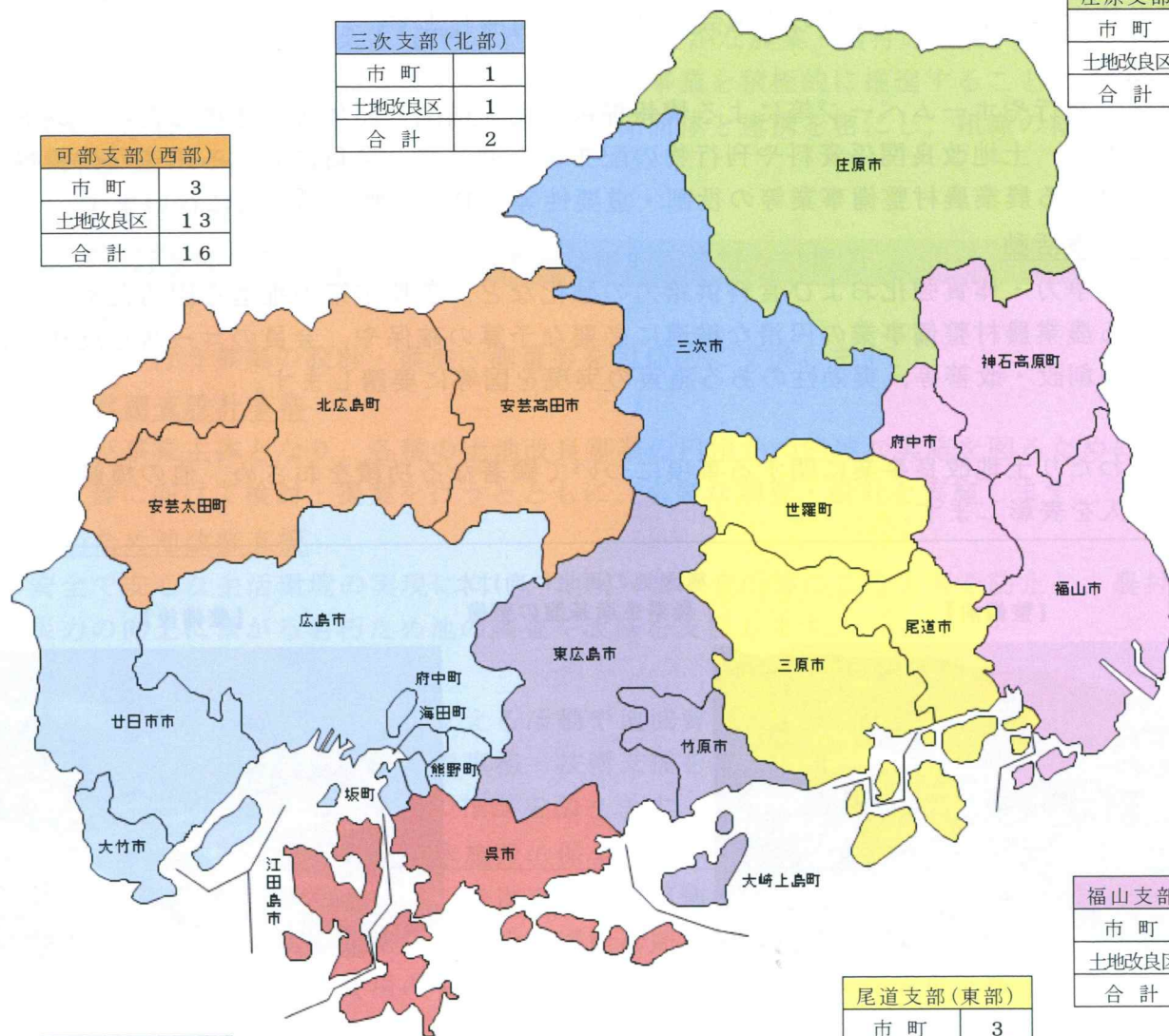
会員の状況

会員総数	
市町	23
土地改良区	47
合計	70

可部支部(西部)	
市町	3
土地改良区	13
合計	16

三次支部(北部)	
市町	1
土地改良区	1
合計	2

庄原支部(北部)	
市町	1
土地改良区	7
合計	8



広島支部(西部)	
市町	7
土地改良区	2
合計	9

呉支部(西部)	
市町	2
土地改良区	—
合計	2

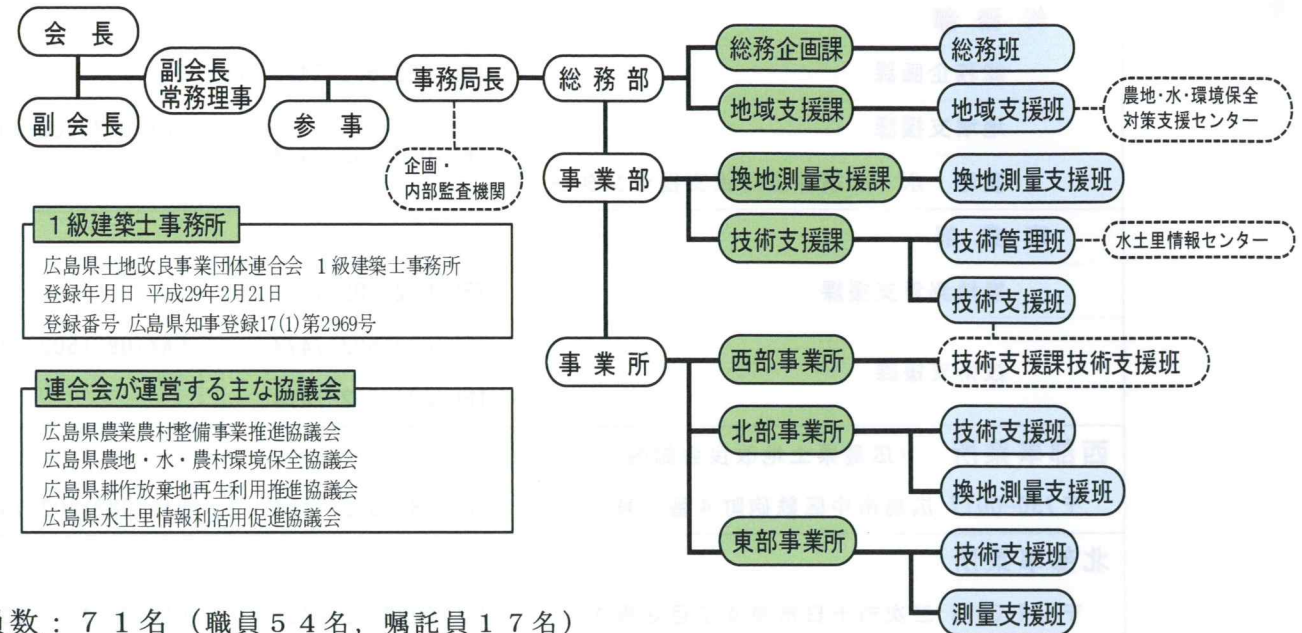
東広島支部(西部)	
市町	3
土地改良区	9
合計	12

尾道支部(東部)	
市町	3
土地改良区	9
合計	12

福山支部(東部)	
市町	3
土地改良区	6
合計	9

組織図・職員数・資格者

組織図



職員数：71名(職員54名、嘱託員17名)

資格者 (主な資格を掲載)

【測量業務】		上級農業集落排水計画設計士	1名	1級土木施工管理技士	9名
測量士	14名	農業集落排水計画設計士	5名	第三種電気主任技術者	1名
地籍主任調査員	5名	【換地業務】		浄化槽管理士	13名
測量専門技術認定	2名	土地改良換地士	5名	浄化槽技術管理者	10名
地理空間情報専門技術認定	5名	土地改良補償業務管理者	2名	下水道技術検定	2名
【設計業務】		【その他業務】		農業水利施設機能総合診断士	1名
技術士(農業部門：農村環境)	1名	土地改良専門技術者	5名	水道技術管理者	1名
一級建築士	1名	浄化槽設備士	3名	消防設備士	1名

役員

会長	木山 耕三	庄原市長	理事	枝廣 直幹	福山市長
副会長	奥田 正和	世羅町長	理事	入江 嘉則	神石高原町長
副会長	浜田 一義	安芸高田市	理事	平谷 祐宏	尾道市長
副会長常務理事	岩崎 常雄	学識経験者	理事	高田 幸典	大崎上島町長
理事	眞野 勝弘	廿日市市長	理事	明岳 周作	江田島市長
理事	吉田 隆行	坂町長	代表監事	小坂 眞治	安芸太田町長
理事	箕野 博司	北広島町長	監事	久川 廣昭	深安郡神辺町土地改良区理事長
理事	増田 和俊	三次市長			

本 部 （広島県土地改良会館内）		
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号		http://www.hdn.or.jp/
総 務 部		
総務企画課	TEL (082) 502-7470 (代)	FAX (082) 502-7480
地域支援課	TEL (082) 502-7476	
農地・水・環境保全対策支援センター		
事 業 部		
換地測量支援課	TEL (082) 502-7477	FAX (082) 502-7483
技術支援課	TEL (082) 502-7473	
	TEL (082) 502-7474	
西部事業所 （広島県土地改良会館内）		
〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号		TEL (082) 502-7474 FAX (082) 502-7483
北部事業所		
〒728-0013 三次市十日市東4丁目8番1号		TEL (0824) 62-2497 FAX (0824) 62-5551
東部事業所		
〒722-1121 世羅郡世羅町西上原94番地-1		TEL (0847) 22-0162 FAX (0847) 22-3315



「**水土里**」は豊かな自然環境や美しい景観を意味し、おいしい水、きれいな空気などの清廉なイメージを表現しています。「**水**」は農業用水、地域用水などを、「**土**」は土地、農地、土壌などを、「**里**」は農村空間、農家や地域住民が一体となった生活空間などを意味しています。

水土里ネットひろしま は、広島県土地改良事業団体連合会の愛称です。